

利用規約

木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク

「トマッピーネットワーク」利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク（以下「トマッピーネットワーク」という。）を適正かつ円滑に運営するために、トマッピーネットワークの利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(トマッピーネットワークの定義)

第2条 本規約において、トマッピーネットワークとは、医療・介護・福祉等の専門家によるサービスを受けている町民（以下「対象者」という。）に対し、対象者のプライバシー保護を厳格に図りながら、サービスを提供する関係機関が相互に対象者の医療・保健・福祉・介護等に関する情報をネットワーク上で共有し、質の高い医療・介護・福祉サービスを提供することを目的としたシステムと定義する。

(サービスの内容)

第3条 トマッピーネットワークは、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) トマッピーネットワークの機能を利用して対象者の診療情報等を共有するシステムサービス
- (2) トマッピーネットワークの登録手続きや案内情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他、第1条の達成に必要なサービス

2 前項のシステムサービスの機能については、別紙1のとおりである。

(サービスの運営)

第4条 トマッピーネットワークの運営は、木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク協議会（以下「サービス運用者」という。）が行う。

(システムの運用管理)

第5条 サービス運用者は、トマッピーネットワークのシステムの運用管理を、運用・保守サービスにかかる委託契約事業者（以下「契約事業者」という。）に委託する。

2 契約事業者は、本規約及び別に定める業務委託契約書及びセキュリティポリシーに基づき、トマッピーネットワークの運用管理を適切に行うものとする。

第2章 利用登録に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

第6条 トマッピーネットワークを利用することができる施設等（以下「利用施設」という。）は、木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク協議会規約第4条に定める委員の所属する機関又は施設及び、木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク協議会が認めた施設等とする。2前項に基づく利用施設において、トマッピーネットワークを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設に属する者のみとする。

（利用登録の申請）

第7条 トマッピーネットワークの利用を希望する施設等は、別紙2トマッピーネットワーク参加同意書を提出し、ポータルサイトから、当該施設における責任者（以下「施設責任者」という。）を明示した上で、オンラインでサービス運用者に登録申請を行う。

（利用権の設定）

第8条 施設責任者は、新たにサービス運用者により承認されたアクセスコードを用い利用者管理システムを使用して、利用者ごとに専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

（利用環境の整備）

第9条 施設責任者は、トマッピーネットワークを利用するにあたり必要となる全ての機器、接続用通信回線及びインターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 トマッピーネットワークを利用するために必要となる機器及びその仕様は、別紙3に定めるところによる。

（登録内容の変更）

第10条 施設責任者は、登録した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用してオンラインで速やかに変更登録を行わなければならない。

（登録の廃止）

第11条 施設責任者は、利用施設の登録を廃止する場合は、ポータルサイトからオンラインでサービス運用者に廃止の申請を行う。

（ユーザーID、パスワードの再発行）

第12条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設責任者の責任においてオンラインで再発行を受けることができる。

第3章 サービス内容 第1節 電子@連絡帳システム

（共有方法）

第13条 利用者がトマッピーネットワークによって共有した対象者の情報は、セキュリティポリシーに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者（以下「支援チーム登録者」という。）のみ当該情報にアクセスすることができる。

2 内容の確認をする利用者は、利用者毎に配布しているユーザーID及びパスワードによりトマッピーネットワークにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することがで

きる。

3 福祉健康課又は地域包括支援センターは、全ての対象者の支援チーム登録者となるものとする。

(対象者の同意)

第14条 利用者は、トマッピーネットワークを利用して対象者に関する情報を他の利用者と共有しようとする場合は、同意書により対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）の同意を得た上で、対象者の情報をトマッピーネットワークに登録するものとする。

2 利用者は、対象者本人（未成年又は同意困難の場合はその家族）から、トマッピーネットワークの利用の中止の申し出があった場合は、当該対象者の登録データを削除するものとする。

(利用施設間の契約)

第15条 トマッピーネットワークの利用者が他の利用者に対して医用画像データ、患者情報の一部等を送信しその支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設等間の個別契約により定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第16条 利用者がトマッピーネットワークを利用し支援依頼を行なった場合は、他の利用者から受けた診断支援結果の採否は、依頼を行なった利用者が自らの責任において行うものとする。

(共有情報の保管期間)

第17条 トマッピーネットワークによって共有された情報は、トマッピーネットワーク内へ登録した日から起算して5年間の一時保管を保証する。

2 利用者は、前項で保証された当該情報を表示できるものとする。

(共有情報の取扱い)

第18条 トマッピーネットワークにより共有された情報は、診断情報の参照情報として取り扱うものとする。

2 診療情報の原本は、トマッピーネットワークは取り扱わないものとし、利用者が法令等に従い別途管理するものとする。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第19条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、トマッピーネットワークの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。ただし、公開目的が利用者に限られた情報については、認証機能により利用者以外（サービス運用者及び契約事業者を除く。）からの閲覧を禁止する。

(利用者情報の公開)

第20条 ポータルサイトサービスで公開する利用者情報は、利用者の施設名、担当者名、施設状

況等とする。ただし、利用者は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

2 利用者は、第7条で定めたトマッピーネットワークの利用申請と同時に、アカウント管理システムに登録されている自らの施設の情報を提供するものとする。

(利用者限定の情報)

第21条 利用者のみが閲覧できる情報は、サービス運用者が利用者のみで通知したい情報及び第一節に規定したトマッピーネットワークとする。

2 サービス運用者は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第22条 ポータルサイトで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

第4章 トマッピーネットワークの運用

(ユーザーID、パスワードの管理)

第23条 施設責任者より利用者に付与されたユーザーID及びパスワードを利用できる者は、当該利用者のみとする。

2 利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理についての一切の責任を負うとともに、自己のユーザーID及びパスワードによりトマッピーネットワークでなされた一切の行為及びその結果についての責任を負うものとする。

3 利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、もしくは開示し又は使用させてはならない。

4 利用者は、パスワードを定期的に変更することにより、第三者へのパスワードの漏洩防止に努めるものとする。

(利用者の機密保持の責任)

第24条 施設責任者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 利用者及び施設責任者は、トマッピーネットワークの利用申請と同時に、トマッピーネットワークで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

3 利用者及び施設責任者は、トマッピーネットワークで取り扱う情報について、個人情報保護法及び木曽岬町個人情報保護条例等の関係法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用者の教育)

第25条 トマッピーネットワークの利用者が、本規約及び諸規定を遵守するため、施設責任者は、利用者へのセキュリティ教育を定期的に(年1回程度)実施するとともに、重大なセキュリティ事故等が起こったときは、利用者に対して必要の都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行う者とする。

3 利用者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人情報直接指示できる外部からのダウンロード、

フロッピーからの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第26条 施設責任者及び利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。

2 サービス運用者及び契約事業者は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報漏洩防止等の措置をとらなければならない。

3 契約事業者は、施設責任者からセキュリティ事故及びその防止対策の検討を依頼された場合は協力するものとし、委託業務の範囲を超える対応が必要な場合は、サービス運用者と契約事業者との間において別に協議するものとする。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第27条 本ネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、利用者は、個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウィルス対策)

第28条 利用者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。またその維持管理については各利用施設において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第29条 利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体については、各利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

2 前項について、万一情報の漏えいにより、何らかの損害が発生しても、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(移動可能な機器の取扱い)

第30条 利用者が取り扱う移動可能な機器(端末、モバイル利用者端末など)は、各利用施設の責任において、一元的に管理し、利用者に配布した者については利用者各自が責任を持って管理するものとする。

2 前項にて、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が生じても、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第31条 サービス運用者は、トマッピーネットワークの内容について、必要と認めた場合に適宜

変更することができるものとする。

2 前項に定める変更を行った場合は、サービス運用者又は契約事業者は、利用者へ変更内容について周知するものとする。

(利用の一時停止)

第32条 サービス運用者は、利用者のユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認められた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザーIDの使用を一時停止することができる。この場合、契約事業者は、停止後できるだけ速やかにサービス運用者に報告しなければならない。

3 前2項により当該利用者に損害が生じた場合、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

4 サービス運用者は、第1項又は第2項の使用停止をした場合は、利用者に報告するものとする。

(データバックアップ作業に伴うサービス停止)

第33条 トマッピーネットワークのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ作業を行う。

2 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者がサービス運用者の承認を受け予め定められた日時に行うものとし、トマッピーネットワークのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

3 契約事業者は、前2項の内容を予め利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第34条 サービス運用者は、次のいずれかに該当する場合は、施設責任者及び利用者に事前に連絡することなく、一時的にトマッピーネットワークのサービスを停止することができるものとする。

(1) 緊急でシステム保守作業を行う必要がある場合

(2) 火災又は停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合

(4) その他、運用面又は技術面の問題により、サービス運用者又は契約事業者がサービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

2 第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的にトマッピーネットワークのサービスを停止できる。この場合、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

3 第1項及び第2項により利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者はいか

なる責任も負わない。

4 サービス運用者は、第1項及び第2項の一時停止を行なった場合は、利用者に報告するものとする。

(サービスの中止)

第35条 サービス運用者は、あらかじめ利用施設及び利用者に通知した上で、トマッピーネットワークのサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第36条 利用者は、トマッピーネットワークの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の利用者、第三者又はサービス運用者の著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (4) 他の利用者又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 本規約及び法令に違反する行為
- (7) 虚偽の内容で利用登録を行うこと
- (8) トマッピーネットワークに保管されている情報を意図的に改ざんする行為
- (9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させる行為
- (10) 不正アクセス等のトマッピーネットワークの運営を妨げる行為
- (11) 前各号に定める行為のほか、サービス運用者が不相当と判断した行為

2 利用施設又は利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は、当該利用施設又は利用者に事前に通知又は催告することなく、利用施設の登録の廃止又は利用者としての資格の停止を行うことができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用者としての資格を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

3 サービス運用者又は契約事業者は、利用施設又は利用者が第1項の各号のいずれかに該当することでサービス運用者又は契約事業者が損害を被った場合、利用施設又は利用者に対し、損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(免責事項)

第37条 トマッピーネットワークが取り扱う対象者の情報の内容について、サービス運用者及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しないものとする。

2 トマッピーネットワークが提供するサービスの停止、変更若しくは中止又は対象者の情報の流出若しくは消失又はその他のサービスの利用に関連して利用施設、利用者又は第三者に損害が発生した場合は、サービス運用者又は契約事業者の故意又は重過失による場合を除き、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

3 トマッピーネットワークが提供するサービスを通じて、利用者間又は利用者と第三者間で生じた紛争について、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第38条 サービス運用者は、必要があると認めるときは、本規約の変更を行うことができるものとする。

2 前項の変更を行った場合、サービス運用者は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。

3 第1項に定める利用規約の変更後に、利用施設及び利用者がトマッピーネットワークを利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙1)

トマッピーネットワーク サービスの機能

1. サービスの機能

「トマッピーネットワーク」で利用できる機能の概要は、以下の通りとする。

表1. 地域包括ケアサービスの機能

1. 電子連絡帳システム基本機能

機能	項目	内容
① 認証	利用者認証	ID、パスワードによるログイン
② 患者一覧	患者一覧	メッセージ登録新着通知
	患者抽出	フリーワード（電話番号、患者氏名、住所） 登録期間
	患者情報の登録	基本・拡張情報の登録 担当者・担当グループの登録
③ プロジェクト一覧	プロジェクト一覧	メッセージ登録新着通知
	プロジェクト抽出	フリーワード （名前、内容、メール投稿アドレス、その他）
	プロジェクト情報の登録	基本・拡張情報の登録 担当者・担当グループの登録
④ その他一覧	その他項目一覧	メッセージ登録新着通知
	その他項目抽出	フリーワード （名前、内容、メール投稿アドレス、その他）
	その他項目情報の登録	基本・拡張情報の登録 担当者・担当グループの登録
⑤ 管理メニュー	マイプロフィールの設定	自プロフィールの編集
	新規担当者の登録	利用者の新規追加
	担当者のグループ管理	利用者のグループ設定
	削除文書管理	削除文書の復元と完全削除
	新着・メッセージ管理	新着情報・メッセージの登録・編集
	フォーム管理	拡張入力フォームのインストール・表示管理

⑥ 文書閲覧	患者情報（基本・拡張）の表示 ※患者メニューの場合	患者基本情報、担当者、拡張情報（患者同意書、病歴、薬歴、記事投稿アドレス）	
	基本・拡張情報の表示 ※プロジェクト・その他メニューの場合	基本情報、拡張情報、担当者	
	登録記事一覧	時系列表示	
	文書の編集・登録	フリー記事作成	
		訪問看護指示※患者メニューの場合	
		主治医意見書※患者メニューの場合	
		特別便	
		スプレッドシート	
		文書印刷	
		画像・PDFのサムネル表示	
		ファイル添付	
文書抽出機能	DICOM 画像 JPEG 変換		
	記載日		
	記載担当者／グループ		
担当者の登録と変更	アクセス権設定		
閲覧情報の確認	共有担当者の最終閲覧日時		
⑦ メール投稿	医療関係者によるメール投稿	利用者がメールする場合	
	投稿用メールアドレス	投稿用のメールアドレスの自動付与	

2. 電子連絡帳システムオプション機能

機能	項目	内容
① 会議	Web 会議の登録・編集	「患者」・「プロジェクト」・「その他」の担当者間でのWeb 会議の実施
	Web 会議の記録閲覧	Web 会議上での文書や、チャット内容の確認
② 署名ファイル	署名ファイル検索	電子署名された PDF ファイルの検索
③ DICOM	DICOM ビューワー	DICOM ビューワーでの患者情報表示
④ XDS 文書	XDS 文書	XDS 文書の登録・参照

(別紙2)

木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク
「トマッピーネットワーク」参加同意書

トマッピーネットワークを利用するにあたり、目的と利用方法について理解し、利用規約及び個人情報保護法等の関係法令、システム運用管理業務セキュリティポリシーを遵守の上、参加に同意し署名いたします。

平成 年 月 日

木曾岬町医療・介護・福祉ネットワーク協議会 会長 様

住 所

事業所名

代表者名

印

施設管理者

電話番号

FAX番号

(別紙3)

ネットワークに必要なとなる機器及び使用について

「トマッピーネットワーク」で利用する為に必要となる機器及び仕様は、以下の通りとする。

1. 必須となる機器など(最小構成)

- ・ 利用端末(パソコン)
- ・ インターネット接続の通信回線及びインターネットプロバイダとの契約
- ・ ネットワーク機器

(ア) 利用端末(パソコン)

《推奨する仕様》

CPU	Intel core 2 Duo プロセッサ E4500(2.2GHz駆動)以上
メモリ	2GB 以上
ハードディスク(Cドライブ)	空き容量 1GB 以上
ディスプレイ(画面)	1024×768(XGA) 32ビット(true Color)表示 以上
付属品	マウス、キーボード

《必要となるソフトウェア仕様》

OS(オペレーティングシステム)	Microsoft Windows Vista 以上
インターネットブラウザ	Microsoft Internet Explorer 8.0 以上
PDF ソフト	Adobe Reader 6.0 以上
VPN ソフト	Cisco VPN Client 4.0 以上

※ 上記のソフトウェアは、一般的にパソコン購入時に付属している。(Adobe Acrobat Reader、Cisco VPN Clientは除く。)既に購入済みのパソコンを用いる場合は、上記ソフトウェアのバージョンを確認し、必要に応じてバージョンアップを行うこととする。(全て無償で提供されている。)なお、ポータルサイトサービスよりリンク可能とする。

〈参考:必要となる最少の仕様〉

CPU	Intel Celeron 430 プロセッサ(1.8GHz) またはIntel Celeron 600MHz相当以上
メモリ	512MB 以上
ハードディスク(Cドライブ)	空き容量 200MB 以上 (送受信する画像容量により異なる)
ディスプレイ(画面)	1024×768(XGA) 16ビット(High Color)表示 以上
付属品	マウス、キーボード

(イ) インターネット接続の通信回線及びインターネットプロバイダとの契約

《推奨するインターネット接続サービス》

FTTH などの光サービス	最大100Mb/s	例.コミュファ、Bフレッツ他
ADSL接続サービス	最大8Mb/s、 12Mb/s	例. @nifty、BIGLOBE、 DION、フレッツ ADSL 他
CATV	最大2Mb/s、 10Mb/s	例.スターキャット他

〈参考:必要となる最少の通信回線サービス〉

ダイヤルアップサービス	64Kb/s	例.INS64
-------------	--------	---------

※ 電子@連絡帳システムへの接続は、IPsec+IKEによるVPN接続(Virtual Private Network)による暗号化通信を行うものとする。サービスによってはSSL(Secure Socket Layer)でのクライアント認証方式により接続を許可する場合がある。

(ウ) ネットワーク機器(別途設定要)

ルータ機器	複数台のパソコンを用いる場合(利用施設内のパソコン台数が1台の場合は不要)
ファイアウォール機器	外部から利用者施設への不正アクセスを防止する場合に必要
その他のネットワーク機器	利用者施設の整備環境に応じて必要

2. より快適に利用するために必要となる機器など(任意)

利用者により利用者施設の整備環境及び電子@連絡帳システムの使用用途に応じて、必要となる機器は異なるが一般的に必要な機器などは、以下のとおりである。

- ・ 利用者毎のメールアドレス
- ・ 利用者施設の院内LAN
- ・ スマートフォンやタブレット端末
- ・ デジタル撮影用のカメラ(デジタルカメラ)

(ア) 利用者毎のメールアドレス

利用者毎の電子メールを3つまで電子@連絡帳システムへ登録することができる。

(イ) 利用者施設の院内LAN

利用者の電子@連絡帳システムの使用用途に依存するが、医師の利用時間を想定した場合、診察室・検査室・地域連携室・医局など医師の業務フローに準じた個所に敷設されるのが望ましい。

(ウ) スマートフォンやタブレット端末

タブレット端末	iOS5.0以降、Android 4.0以降 ※推奨端末 iOS:iPad2以降 Android:Google Nexus 10相当の端末
---------	--

(エ) デジタル撮影用のカメラ(デジタルカメラ)

利用者により、医用画像の診断に耐えうる画質レベルが異なるため均一には定められないが、参考仕様は下記のとおりとする。

《参考:デジタルカメラ》

デジタルカメラ	総画素数300万～500万画素 光学3倍ズーム以上 接写機能 JPEG 出力可能なもの
---------	---